

(書式)

山形県立河北病院診療材料調達業務委託契約書

山形県立河北病院 院長 ○○ ○○(以下「委託者」という。)(以下「受託者」という。))は、診療材料調達業務に関し、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者が受託者に委託する業務は、次のとおりとする。

(1) 委託者が指定した診療材料の調達。なお、この契約において調達とは、委託者が指定した診療材料についての見積り、メーカー又はディーラーとの価格交渉及び交渉結果の報告、メーカー又はディーラーからの購入、委託者への納品等、一連の行為とする。

(2) 診療材料の標準化及びコスト削減に係る分析支援

- ① 委託者の診療材料のマスタ管理・統一化
- ② 同種同効・類似品目の整理、結果報告及び標準化に係る分析支援
- ③ 市場価格との比較及び市場動向の定期報告

2 委託者及び受託者は、この契約書及び別に定める委託仕様書に基づき、協力して誠実に業務を履行しなくてはならない。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 委託者は本契約期間中、委託料として以下の金額を支払うものとする。尚、消費税額に1円未満の端数額が生じたときはその額を四捨五入する。

業務委託料 契約期間総額 ○○○○円(うち消費税及び地方消費税○○○○円)

(内訳) 令和8～10年度 年額 ○○○○円(うち消費税及び地方消費税○○○○円)

2 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、前項の消費税等の相当額は、改正以降における変動後の税率により計算する。

(報告)

第4条 受託者は、毎月末をもって、調達を行う診療材料及び物品の購入代価請求明細書(以下「請求明細書」という。)を作成し、当該月の翌月第6営業日までに委託者に提出しなくてはならない。

(検査)

第5条 委託者は、前条の規定による請求明細書を受領したときは、その日から起算して10日以内に内容を検査し、その結果を通知するものとする。

- 2 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受託者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第6条 受託者は、前条に定める検査の結果、合格の通知を受けたときは、遅滞なく委託者に対し第3条の業務委託料年額を12で除した金額(以下「月額委託料」という。)及び診療材料等の購入代価に消費税及び地方消費税を加えた額(円未満端数切り捨て)(以下「購入代価」という。)の請求書を提出するものとする。

- 2 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、請求月の月末日までに受託者に月額委託料及び購入代価をそれぞれ支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額とする。ただし、山形県病院事業九尾育財務規則第121条の規定により、準用する山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(業務遂行上の義務)

第8条 受託者は、委託業務に従事する者に、委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

(従事者の管理)

第9条 受託者は、従事者の氏名等必要な事項を、あらかじめ委託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。
- 3 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守するものとする。

(関係法令等の遵守)

第10条 受託者は、委託業務の遂行にあたり、地方公営企業法ほか、関係法令等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 委託者及び受託者は、委託業務の遂行上直接又は間接的に知りえた秘密について、相手方ので了承なしにこれを第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。ただし、法令の規定による届出等の場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定に係わらず、診療材料の製品回収等の場合は、受託者は、委託者の診療材料購入実績等について、メーカー又は販売代理店等に対して提供できるものとする。
- 3 受託者が提供する各種データについて、委託者は、本契約履行の目的以外で使用してはならない。

4 相手方の機密保持については、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(知的財産)

第12条 委託者は、受託者から提供された診療材料マスタ内のデータ(各診療材料に付されたメディエ・コード、メディエ分類、メディエ分類コード、製造販売元コード等の特定の情報(以下「本件データ」という。))。なお、商品名、販売元社名、規格、JAN コード、特定保険診療材料名(保険請求略称)、入数及び単位情報は除く。)が、受託者が使用許諾契約を結ぶメディエ株式会社(東京都中央区入船三丁目10-9)の所有する診療材料データベースを基に受託者が作成しているものであり、メディエ株式会社が権利を有する知的財産であることを承諾し、本契約履行の目的以外に使用しない。

2 委託者は、以下の条件を遵守しなければならない。

- (1) 委託者は、本業務において受託者から提供された本件データ及び受託者のシステム上で設定した登録内容を変更してはならない。
- (2) 委託者は、本業務に関し受託者から提供された本件データ及び受託者のシステム上で設定した登録内容を受託者の承諾なくして、受託者以外の第三者に開示又は提供することはできない。
- (3) 委託者は、本契約終了後、本委託業務に関し受託者から提供された本件データを継続して使用することはできない。但し、委託者がメディエ株磁気会社と別途使用許諾契約を締結する場合はこの限りではない。

3 以下の事項を遵守することで、委託者は、本件データを委託者が使用するコンピューターシステムにおいてのみ委託者の他のシステムでも使用することができる。

- (1) 委託者におけるバックアップの目的以外に、本件データを CD やメモリー等の持ち運び可能な記憶媒体に複製しないこと。
- (2) 本件データを委託者から受託者以外の外部に受託者の承諾なしに送信しないこと
- (3) 委託者のコンピューターシステムに存在する本件データに外部からアクセスさせないこと。
- (4) 委託者向けの診療材料マスタの整理は、受託者若しくはメディエ株式会社以外には発注しないこと。
- (5) 外部のコンサルタントに経営分析等を依頼する場合、そのいかなる場合でも第三者に委託者向けの診療材料マスタを開示しないこと。但し、法令に基づく調査に対応する場合はこの限りではない。
- (6) 委託者は、本件データを扱う委託者の従業員に対して本遵守事項を周知徹底させること。
- (7) 委託者における本件データの使用状況について、受託者から問い合わせがあった場合には、その対応について誠実に協議すること。

(個人情報の保護)

第13条 受託者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第14条 受託者は、この契約に基づく委託契約の実施について、委託者の監督及び指示に従わなければならない。

2 委託者は、必要があるときは、受託者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第15条 受託者は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により、委託者に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は委託者と受託者が協議により定めるものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第16条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

(契約内容の変更等)

第18条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、委託者と受託者で協議して定める。

(契約の解除)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6

号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められたとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められたとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められたとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（5）故意又は過失により委託者に重大な損害を与えたとき。

（6）委託者の都合により契約の解除を必要とするとき。

2 第1項第1号から第4号までの規定による契約解除の場合には、受託者は委託者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

3 第1項第5号の規定による契約解除の場合には、受託者は委託者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、委託者と受託者が協議して定める。

4 委託者は、第1項第6号の規定による契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、委託者と受託者が協議して定める。

5 委託者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受託者に通知するものとする。

6 受託者は、委託者がその帰すべき理由によりこの契約に違反し、その違反により契約を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

7 第1項に規定する場合のほか、委託者または受託者は毎年度末の3ヶ月前までに当事者の一方または双方から書面による解約の申し出があった場合、この契約を解除することができる。

8 委託者は契約年の翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、本契約を解除する。

(談合等に係る契約解除)

第20条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても。前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第21条 受託者は、委託者の責めに帰する理由により第6条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、委託者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 委託者は、その責めに帰する理由により第5条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第6条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数をこえるときは、支払期間は満了したものとみなし、そのこえる日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

（契約不適合責任）

第22条 受託者は、委託者に納品した診療材料について、不具合、不良品等があったときは、その責を負うものとし、直ちに無償で他の良品と交換しなければならない。

2 委託者は、受託者より納品される診療材料についての確認、点検及び使用について、善良なる管理者の注意義務を負う。

（履行遅滞違約金）

第23条 受託者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、委任者は、受託者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額とする。

（履行不能の場合の措置）

第24条 受託者は、天災、その他不可抗力により、その責に帰することができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、委託者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、委託者は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

（費用負担）

第25条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、受託者の負担とする。

（疑義についての協議）

第26条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（合意管轄裁判所）

第27条 委託者と受託者との間で訴訟の必要が生じた場合には、委託者の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するためこの契約書を2通作成し、委託者受託者記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 山形県西村山郡河北町谷地字月山堂 111
山形県立河北病院
院 長 ○○ ○○ 印

受託者
印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受託者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受託者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を行うために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 委託者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 委託者は、受託者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。